

# 契約書第26条 スライド条項の概要について

令和6年5月

みち、ひと…未来へ。

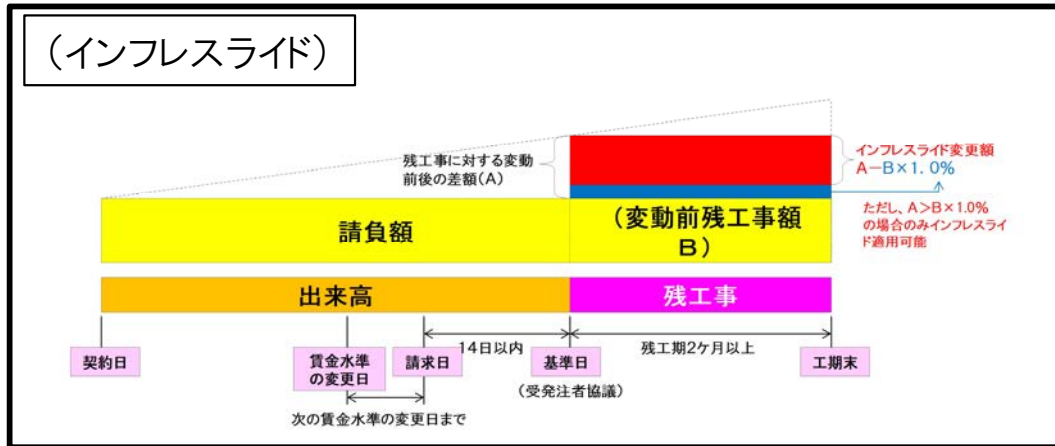
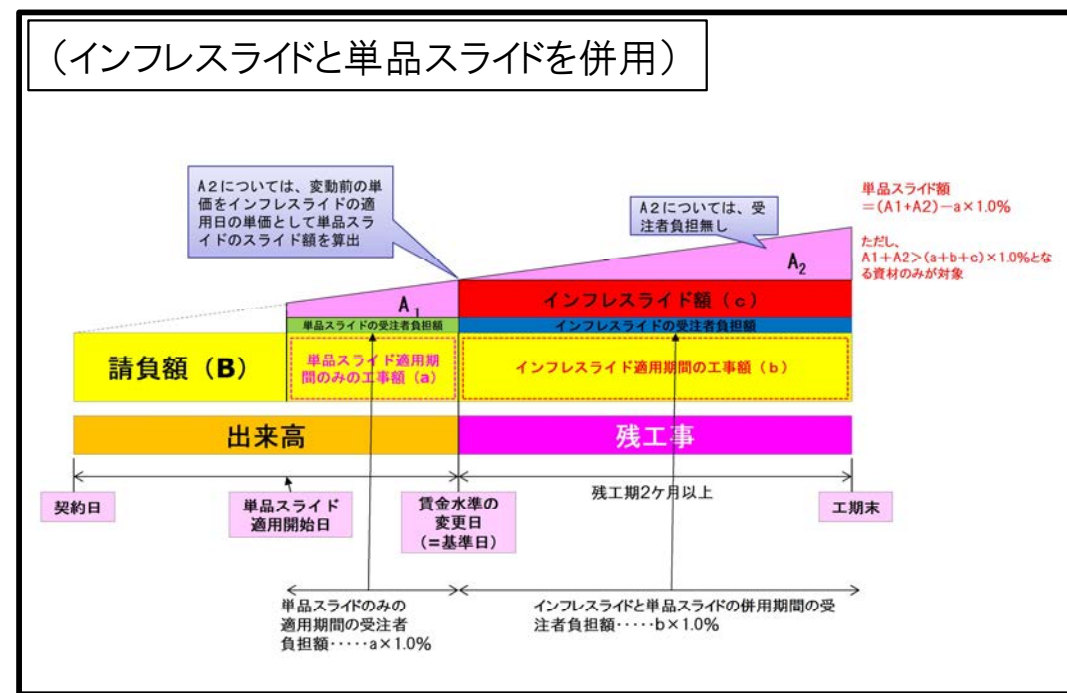
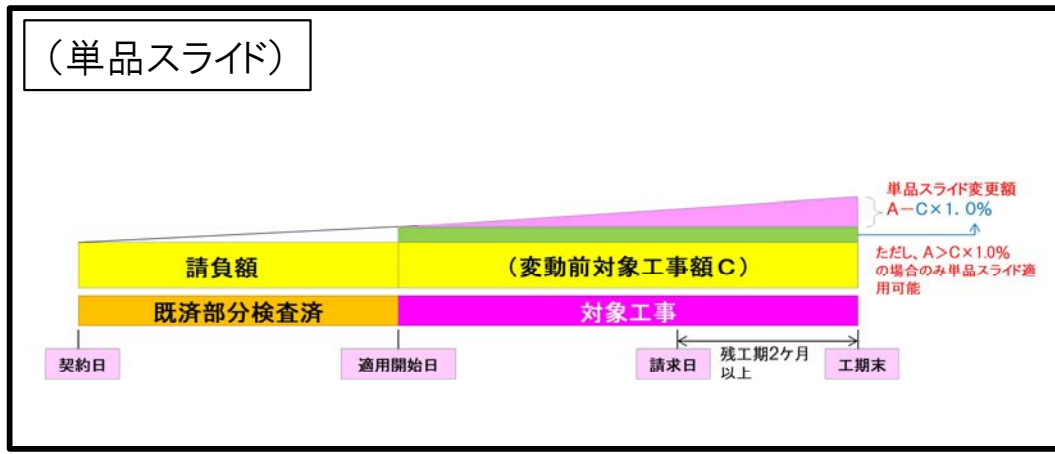
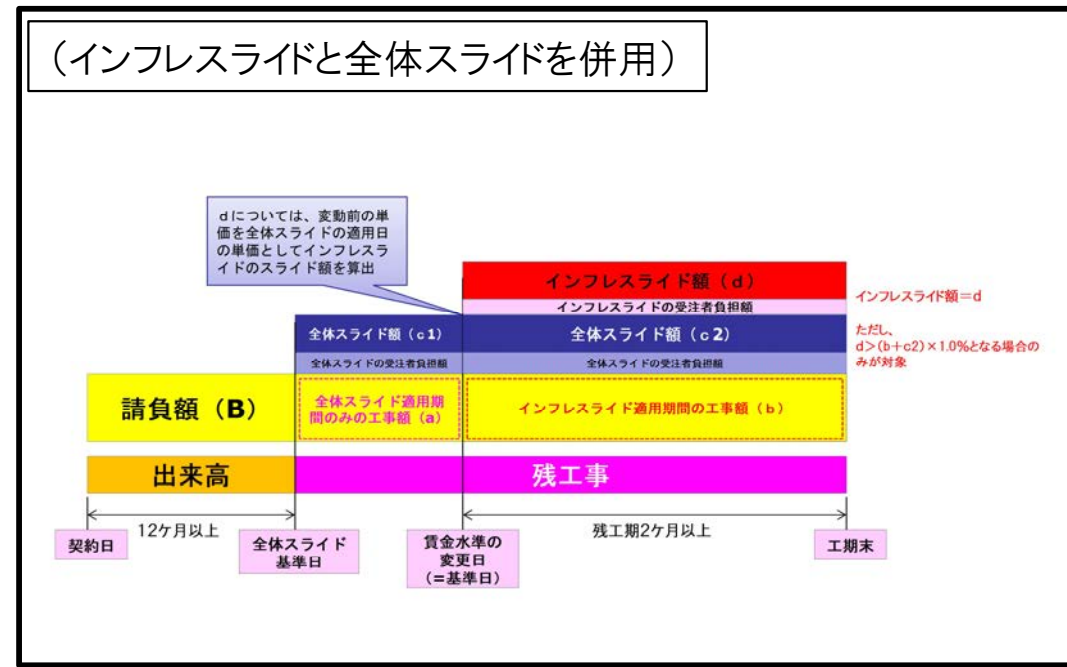
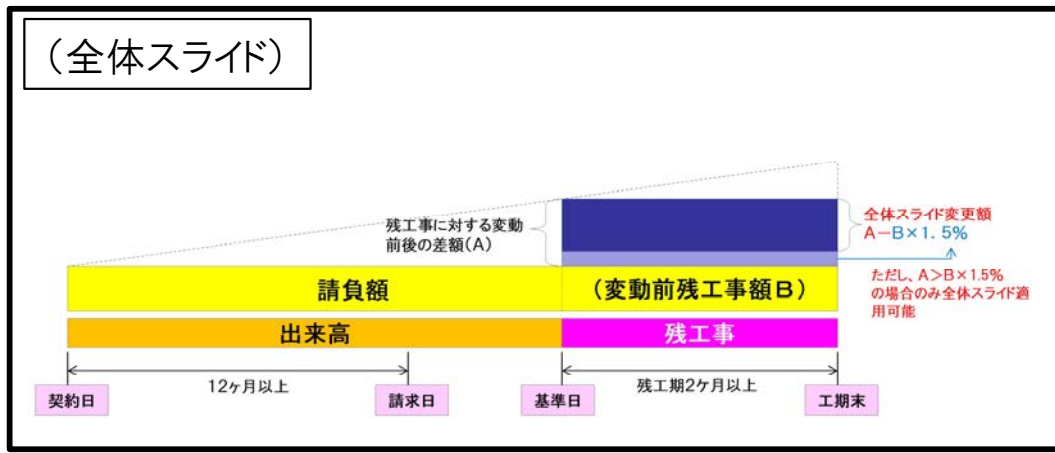


# 1. 各スライドの概要について

項 目		全体スライド (契約書第26条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)
適用対象工事		工期が12か月を超える工事 但し、残工期が2か月以上ある工事	全ての工事	全ての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の主要な資材価格の急激な変動に対する措置	急激な価格水準の変動に対する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12か月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く全ての 資材（鋼材類、燃料油及びアスファルト類等）	賃金水準の変更がなされた日以降の残工 事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又はイン フレスライド適用期間における負担は なし)	残工事費の1.0% (契約書第30条「不可抗力による損 害」に準拠し、建設業者の経営上最小限 度必要な利益まで損なわないよう定めら れた「1%」を採用)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド請 求後、12か月経過後に適用可能)	なし	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用 可能)
参照HP			NEXCO西日本HP 「調達・お取引」>「基準・要領等」> 「工事請負契約書第26条（単品スライ ド条項）の運用について」をご確認くだ さい	NEXCO西日本HP 「調達・お取引」>「基準・要領等」> 「賃金等の変動に対する工事請負契約書 第26条第6項（インフレ条項）の運用 について」をご確認ください

※令和6年5月以降の設計変更によりスライド条項による契約変更を行った場合、適用したスライド条項(全体、単品、インフレスライドの別)及び単品スライドを適用した場合にあっては、対象となった材料名を契約変更状況表にて公表します。

# 2. 各スライド及び併用した場合の概要図について



# 3. その他



下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金等について、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映し、また、原材料費等についても、上昇分が適切に価格へ転嫁されるよう材料調達にあたっては、下請負人と十分に協議の上、適正な額の請負代金を定める下請契約を締結するようお願いします。